

高次脳機能障害診断書・制度等についてのQ&A

Q1

交通事故によって高次脳機能障害の診断を受けました。また事故から2ヶ月ですが、障害者総合支援法によるサービスを受けられますか？

A 障害者総合支援法によるサービス受給には精神障害者保健福祉手帳の取得が必須ですが、高次脳機能障害に限り精神障害者保健福祉手帳を取得しなくてもICD-10国際疾病分類第10版の器質性精神障害（FO）の項目を満たす**高次脳機能障害の診断書**があれば障害者総合支援法によるサービス受給が可能です。

→**高次脳機能障害診断書マニュアルのページをご覧ください**

※障害者総合支援法によるサービスについては宮城県障害福祉課「**障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用**」のページをご覧ください。

Q2

くも膜下出血によって手足に麻痺は残らなかったが高次脳機能障害の診断を受けました。取得できる手帳を教えてください。

A 高次脳機能障害の場合、精神障害者保健福祉手帳が該当となります。精神障害者保健福祉手帳は医療機関受診日から6ヶ月後に申請が可能になります。

→**精神障害者保健福祉手帳診断書・自立支援医療診断書作成マニュアルのページをご覧ください**

※精神障害者保健福祉手帳によるサービスについては宮城県障害福祉課「**障害者手帳の申請窓口**」のページをご覧ください。

Q3

高次脳機能障害の診断を受けました。就労も難しく経済的な面で不安を感じています。

A 障害年金という制度があります。障害の程度やそれぞれの加入している年金によって受給できる金額は異なります。まずは主治医に障害年金の診断書を作成してもらう必要があります。

→**障害年金診断書マニュアルのページをご覧ください**